

エコマーク ニュース

Eco Mark News

エコマークは（財）日本環境協会が自主的に運営している事業です。エコマークの活動予算は、すべて認定企業の皆様からのエコマーク使用料で賄われています。この「エコマークニュース」では、「エコマーク事業実施要領」に基づき、新規選定のエコマーク商品類型、認定基準案など、エコマーク事業に関する情報を提供しています。

2002.6.20 No. 35



■エコライフフェア2002会場の模様
（財）日本環境協会エコマーク事務局ブース前にて→関連記事6ページ

目　次 ・CONTENTS

委員会報告／決定事項

エコマーク類型・基準制定委員会（第17回）

第17回エコマーク類型・基準制定委員会（委員長：郡嶌 孝　同志社大学教授）が2002年6月6日、（財）日本環境協会において開催され、審議の結果、以下のことが決まりました。

〈決定事項〉

・エコマーク商品類型№101「使用後回収・リサイクルされるスーツケースVersion2.0（認定基準案）」（2002年10月20日制定予定）を公表することとなりました。

・エコマーク商品類型「生ごみ処理機Version1.0（認定基準案）」（2002年10月20日制定予定）を公表することとなりました。また、本認定基準案の制定に伴い、既存商品類型№6「生ごみコンポスト化機器」は2002年10月20日で廃止される予定です。なお、「肥料・土壌改良資材」については、今回、商品類型の設定および認定基準案の策定は行なわれず、改めて検討することとなりました。

・エコマーク審査委員会より上程された、エコマーク商品類型No.106「情報用紙」、№119「パーソナルコンピュータ」および№122「プリンタ」の認定基準を一部改定する案が承認され、2002年6月6日付けで改定されることが決まりました。

・第17回エコマーク類型・基準制定委員会に提案のあった新商品類型提案（3件）について1次評価を行いました。その結果、2次評価対象となる提案はありませんでした。今回提案のあった商品類型名、提案概要、審議結果は別添1の通りです。また、第15回エコマーク類型・基準制定委員会の審議結果に対し異議申立のあった「内燃機関用冷却液（クーラント・不凍液）の寿命延長型ラジエータ防食剤」について再度審議した結果、エコマーク商品類型としては採り上げられませんでした。

認定基準案の公表

エコマーク商品類型№101「使用後回収・リサイクルされるスーツケースVersion2.0（認定基準案）」

エコマーク商品類型№101「使用後回収・リサイクルされるスーツケースVersion2.0（認定基準案）」の公表が別添2のとおり決まりました。本公表に関して、2002年8月18日（日）まで意見の受付を行います。意見の受付については、以下の「認定基準案公表ならびに既存商品類型の廃止に関する意見の受付について」をご参照下さい。

エコマーク商品類型「生ごみ処理機Version1.0（認定基準案）」

エコマーク商品類型「生ごみ処理機Version1.0（認定基準案）」の公表が別添3のとおり決まりました。また、本認定基準の制定時には既存商品類型№6「生ごみコンポスト化機器」が廃止されます。本公表ならびに廃止予告に関して、2002年8月18日（日）まで意見の受付を行います。意見の受付については、以下の「認定基準案公表ならびに既存商品類型の廃止に関する意見の受付について」をご参照下さい。

「認定基準案公表ならびに既存商品類型の廃止に関する意見の受付について」

（1）郵送およびFAXによる受付

・住所、氏名、性別、職業、連絡先、電話番号、FAX番号
・意見を述べるエコマーク商品類型の認定基準名
・上記認定基準への意見の要旨を、書面（A4）にて、2002年8月18日（日）（同日消印有効）までに、下記財団法人日本環境協会エコマーク事務局宛に郵送またはFAXでお送り下さい。

財団法人　日本環境協会　エコマーク事務局
〒105-0003 東京都港区西新橋1―7―2
虎の門高木ビル7階
TEL 03（3508）2662　　FAX 03（3508）2656

（2）e-mailによる受付

・住所、氏名、性別、職業、連絡先、電話番号、FAX番号、e-mailアドレス
・意見を述べるエコマーク商品類型の認定基準名
・上記認定基準についての意見の要旨をe-mailにて、2002年8月18日（日）17:00までに下記宛お送り下さい。
（なお添付ファイルを送付される場合はMS-WORD、一太郎、エクセルでお願いします）

e-mail〔ecomark@japan.email.ne.jp〕

認定基準の改定

エコマーク商品類型№106「情報用紙」、№119「パーソナルコンピュータ」および№122「プリンタ」認定基準の一部改定

・エコマーク商品類型No.106「情報用紙」認定基準の一部改定

〈改定理由〉

（社）ビジネス機械・情報システム産業協会規格JBMS－31・32の改廃に伴い、「4-2.品質に関する基準」を以下のとおり改定します。

〈改定点〉

以下の下線を付した部分

4-2.(1) 品質および安全性については、該当する品質規格に適合していること、または製造段階における品質管理が十分なされていること。また、日本工業規格などに測定方法が定められている項目についてはその測定方法による数値を提出すること。

〈改定日〉

2002年6月6日

・エコマーク商品類型No.119「パーソナルコンピュータ」認定基準の一部改定

〈改定理由〉

認定基準の内容を明確にするため、文言の一部改定を行います。

〈改定点〉

以下の下線部を追加

解説B－3＜工場長証明の記述例＞

「申込者が所有する工場は～公害防止協定などを過去5年間遵守していることを証明します。」

〈改定日〉

2002年6月6日

・エコマーク商品類型№122「プリンタ」認定基準の一部改定

〈改定理由〉

認定基準の内容を明確にするため、文言の一部改定を行います。

〈改定点〉

以下の下線部分の追加および取消線部分の削除

4-1.（27） 5.（22）

「別表7①～④の基準に適合していることの証明書（国際エネルギースターロゴ使用製品届出書または試験結果の報告書など）を提出すること。」

4-1.（2） 5.（2）

「最低保有期間に関する証明書を提出すること。および本事項を明記した取扱説明書（ユーザマニュアル）などを提出すること。」

4-1.（3） 5.（3）

「修理を行うことに関する証明書を提出すること。および体制が整備されていること～などを明記した取扱説明書（ユーザマニュアル）などを提出すること。」

4-1.（5） 5.（5）

「紙の使用量を削減できる機能（両面印刷、または縮小印刷、または裏面印刷など）~~を有することの証明書を提出すること。~~の有無について記載し、本事項を明記した取扱説明書（ユーザマニュアル）などを提出すること。」

4-1.（7）（8） 5.（7）

「本項目の遵守~~を明記した証明書を提出すること。~~について記載し、使用しているプラスチック材料のリスト（別表3）を提出すること。」

解説B－5＜工場長証明の記述例＞

「申込者が所有する工場は～公害防止協定などを過去5年間遵守していることを証明します。」

〈改定日〉

2002年6月6日

重要なお知らせ

エコマーク商品類型№102「オフセット印刷インキ」認定基準の有効期限延長について

エコマーク商品類型№102「オフセット印刷インキ」は、本年7月11日をもって制定から5年を経過するため、同日付けでエコマーク事業実施要領に基づく認定基準の見直し制定を実施する予定でしたが、現在、ワーキンググループにおいて商品類型№102「印刷インキVersion2.0（仮称）認定基準案」として策定中であるため、現行の商品類型№102「オフセット印刷インキ」認定基準は、本認定基準案（Version2.0）が制定される前日まで有効期限を延長します。

「難燃剤」、「抗菌剤」および「生分解性プラスチック」に関する要求事項のエコマーク商品類型認定基準への記載について

現在、「エコマーク事業実施要領」第3章第7項のただし書きに基づき、「難燃剤」、「抗菌剤」および「生分解性プラスチックの表示」について各認定基準に共通の規定を設けていますが、本規定の周知と遵守を促すため、各商品類型の認定基準に明記することとします。

各規定は「エコマークのてびき」（冊子）または、ホームページ「てびきの紹介」（URL：http：//www.jeas.or.jp/ecomark/tebiki.html）で確認することができます。

・商品類型No.2～71の認定基準については、「2.認定に当たっての条件」の基準項目に、また商品類型№101～123の認定基準については、「6.その他」の基準項目にそれぞれ以下の要求事項を追加。

『申込商品は、原則として「難燃剤」、「抗菌剤」および「生分解性プラスチック」の使用のないこと。ただし、特別な事由により使用する場合においては、「エコマーク事業実施要領」に基づく「難燃剤」、「抗菌剤」および「生分解性プラスチックの表示」に関する規定を満たすこと。具体的には、エコマーク商品認定・使用申込書に使用の有無を記載の上、使用のある場合には別紙で規定の書類を添付すること。』

注）申込を行う商品類型に上記項目と同様の基準項目が有る場合には、各基準の項目が優先されます。

お知らせ

エコマーク商品紹介リーフレット「発見!あなたの身近にエコマーク」シリーズに、第4号から第6号が追加されました

シリーズリーフレット「発見！あなたの身近にエコマーク」（A4：両面）に、このたび、シリーズ第4号「古紙のリサイクル製品～トイレットペーパー・ティッシュペーパー～」、第5号「再生材料を使用したタイル・ブロック」および第6号「プラスチックのリサイクル製品」を追加しました。後述のエコライフフェアなどでも来場者に配布し、ご好評をいただきました。本リーフレットを「自社で独自に配布したい」などのご要望につきましては、エコマーク事務局までご相談ください。



第4号
「古紙のリサイクル製品～トイレットペーパー・ティッシュペーパー～」



第5号
「再生材料を使用したタイル・ブロック」



第6号
「プラスチックのリサイクル製品」

エコマーク商品専門ショッピングサイト「グリーンステーション」でエコマーク商品が購入できるようになりました

エコマーク商品専門ショッピングサイト「グリーンステーション」(運営：株式会社ファイン／監修：日本環境協会http：//www.greenstation.net)が、株式会社カウネットとの提携により、エコマーク商品（オフィス用品など一部）を購入できるようになりました。エコマーク商品を専門に扱うショッピングサイトは通信販売業界では初めてとなります。エコマーク商品が身近にない場合に、ご購入に際して本サービスをご利用いただけます。

※なお、ご利用にあたってはカウネットの会員登録が必要です。また、このサービスは原則としてFAX機をお持ちの法人の方が対象です。
http：//www.kaunet.com/greenstation/

「にいはま環境フェア」への出展について

愛媛県新居浜市では、市制65周年記念事業として、標記環境フェアを開催します。エコマーク事務局も主旨に賛同し、エコマーク認定商品やパネルの展示などを行います。当日は、不要品リサイクルフェアや環境クイズなどのイベントコーナーをはじめ、楽しい催し物が予定されていますので、お近くにお越しの際は、是非お立ち寄りください。入場は無料です。

日　時：2002年6月23日（日）
　　　　10：00～16：00
場　所：山根総合体育館および山根グラウンド
　　　　（新居浜市角野新田町）
問合せ先：新居浜市環境政策課
　　　　TEL（0897）－65－1251

「滋賀県 くらしの専門講座」開催のご案内

滋賀県立消費生活センターでは、消費者教育・啓発の一環として、「くらしの専門講座（環境・生活・法律・食生活シリーズ）」を開催しています。その環境シリーズとして、来る6月25日(火)、日本環境協会エコマーク事務局による「環境改善を目指すラベル～エコマーク商品と消費者～」と題する講演が行われます。消費者の方向けの講座ですが、企業の方も参加は可能です。参加を希望される方は、右記問い合せ先に6月24日(月)までにお申込みください。

日　時：2002年6月25日（火）
　　　　13：30～15：30
場　所：滋賀県庁別館2階大ホール
　　　　（滋賀県大津市）
問合せ先：滋賀県立消費生活センター草津市分室
　　　　TEL（077）－567－5450

「信州環境フェア2002　同時開催　NACEエコフェア」への出展について

来たる7月26日(金)、27日(土)の2日間、長野市・ビッグハットにて開催される標記フェアに、エコマーク事務局もブースを出展します。このフェアでは、「行動元年～みんなの力で地球温暖化を防ごう！」をテーマに、環境配慮型商品の展示・販売や、地球温暖化防止の取組みなどを幅広く紹介します。お近くにお越しの際は、是非お立ち寄りください。入場は無料です。

日　時：2002年7月26日(金)
　　　　13：00～17：00
　　　　7月27日(土)
　　　　10：00～16：00
場　所：長野市・ビッグハット
　　　　（長野市若里多目的スポーツアリーナ）
問合せ先：信州環境フェア実行委員会事務局
　　　　TEL（026）－235－7178

トピックス

「エコライフフェア2002」出展の結果報告

去る6月1日(土)、2日(日)の2日間、都立代々木公園園路において、環境省主催の「エコライフフフェア・2002」が開催され、エコマーク事務局もブースに出展しました。好天に恵まれ、家族連れなど多くの方が来場されたほか、環境省の大木大臣や奥谷大臣政務官も視察にみえられ、エコマーク商品を興味深くご覧になりました。

防衛庁でのエコマーク商品展示会開催の結果報告

去る6月5日(水)、防衛庁において、同庁舎(市ヶ谷)内のグリーン調達のご担当者をはじめ、職員の方々のエコマーク商品に関する理解を深めることを目的として、エコマーク商品やパネルの展示などが行われました。多くの職員の方々が、休憩時間などを利用し、エコマーク認定の日用品や事務用品を熱心に見学されるなど、環境保全型商品への関心の高さが伺えました。

エコマーク相談会の開催について

大阪ATCグリーンエコプラザ(大阪市)でのエコマーク取得に関する「エコマーク相談会(第4回)」を開催します。参加をご希望される方は、下記の項目を明記のうえ、電子メールまたはFAXにて、エコマーク事務局までお申込ください。なお、お申込多数の場合は先着順とさせていただく場合がありますので、予めご了承ください。

日　時：平成14年7月12日(金) ①11：00～12：00
　　　　　　　　　　　　　　　②13：00～17：00
会　場：ATCグリーンエコプラザ(大阪市住之江区南港北2丁目1番10号　アジア太平洋トレードセンター(ATC)ITM棟11階・グリーンエコプラザ内のエコマークゾーン)
内　容：エコマーク認定申込に関する個別相談(基準に該当する商品が対象です。)
相談料：無料(当日は、エコマーク事務局職員が対応します。)

①企業名・団体名
②ご担当者名
③ご連絡先電話番号
④相談内容(認定申込を希望される商品名と、具体的な内容を明記してください)

申込先
電子メール：vq2r-oosw@asahi-net.or.jp
FAX：03(3508)2656　担当：認証課 大澤

「全国エコマークたたみ協会」設立

本年5月、「たたみ」のエコマーク認定を受けている全国44の事業者の方々が、自主的な組織である「全国エコマークたたみ協会」を設立されました。活動の目的は、環境循環型社会構築のため国際的な視野に立ち、グリーン購入法を遵守し、消費者のニーズに応えるため「エコマーク製品」を推進し、環境にやさしく、消費者に健康で安全な「わら床たたみ」を提供するということです。

エコマークニュース　第35号　2002年6月20日発行

編集・発行／財団法人　日本環境協会　エコマーク事務局
〒105-0003　東京都港区西新橋1-7-2虎の門高木ビル7F
認証課　TEL:03(3508)2653　FAX:03(3508)2656
基準課・普及課　TEL:03(3508)2662　FAX:03(3508)2656
Homepage：http://www.jeas.or.jp/ecomark/
E-mail：ecomark@japan.email.ne.jp

ちきゅうにやさしい　(財)日本環境協会

この印刷物はエコマーク認定の印刷用紙、印刷インキを使用しています。